

## 社会福祉法人岩手福寿会役員等の報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は社会福祉法人岩手福寿会定款の規定に基づき、役員等に対する報酬について定めることを目的とする。

### (役員等の範囲)

第2条 役員等は、理事、監事、評議員、顧問、評議員選任解任委員をいう。

### (出席報酬)

第3条 役員等が理事会・評議員会・評議員選任解任委員会の会議または監査、その他の業務執行のための会議(以下、「会議等」という。)に出席したときは、1回 5,000 円を支給し、その内訳は、会議出席報酬 3,000 円と旅費 2,000 円とする。

なお、同日に併せて会議等に出席した場合は、旅費は1回分とし会議出席報酬についてのみ出席回数分を支給する。

2 役員等または理事会・評議員会・評議員選任解任委員会の依頼を受けて事業運営に係る会議等に出席する第三者委員等については、前項に準じて支給する。

3 報酬の支給を受ける役員等または職員を兼ね給与の支給を受ける理事については、前第1項及び第2項は適用しない。

4 その他、上記以外の事例等、特殊な事例が生じた場合は出務の実績・職責に応じ、理事会に諮り決定する。

### (勤務報酬)

第4条 理事長及び常務理事、理事、監事の勤務に関する報酬の額等は別表による。

### (その他必要な事項)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

1. この規程は、平成31年3月1日から施行する。
2. この規程は、令和3年1月1日から改正し施行する。
3. この規程は、令和4年4月1日から改正し施行する。
4. この規程は、令和5年7月1日から改正し施行する。

### 別 表

役 位	報酬の額	支給方法	備 考
理事長	年額 1,200,000 円 (月額 100,000 円)	社会福祉法人岩手福寿会給与 規程に準ずる	第3条第3項
常務理事	年額 5,040,000 円 (月額 420,000 円)	社会福祉法人岩手福寿会給与 規程に準ずる	第3条第3項
理 事	無報酬	—	第3条第1項及び第3項
監 事	1回につき 3,000 円	※出席の都度現金で支給	第3条第1項